

東京外国人雇用サービスセンターのご紹介

東京外国人雇用サービスセンター 室長 津田 武彦

皆さん、こんにちは。東京外国人雇用サービスセンター室長の津田でございます。日頃から、職業安定行政についてご協力賜り感謝申し上げます。本日はタイトルのとおり、東京外国人雇用サービスセンターの仕組みをぜひご活用いただきたく、この時間を借りてご紹介をさせていただきたいと思っております。それでは着座して、説明させていただきます。

職業安定行政とただ今申し上げましたが、もともとこの東京外国人雇用サービスセンターは、ハローワーク新宿の中の一部になります。右下（1ページ）にございますとおりハローワークの出先の機関としてございます。また外国人の特化した組織は、もう一つ、新宿外国人雇用支援・指導センターというところがございまして、後ほど場所だけご紹介させていただきますが、主に外国人に特化した施設が二つある特別なハローワークです。全国でもこのような組織はないので、この形からまずご紹介させていただきました。

場所は、新宿区西新宿、東京都庁の隣にあるハイアットリージェンシーホテルのすぐ隣ですけれども、小田急第一生命ビル、これは先ほどご説明した組織の中に新卒応援ハローワークという学生向けの施設がございまして、そちらと並びで行っています。利用対象が留学生、学生中心ということで、若年者が利用する組織として、同じ施設で行っているというところでございます。当センターが実際に行っている取り組みにつきましては、主にこのような項目がございまして、大きく分けて五つぐらいのものかなと。ハローワークというキーワードが出ましたので、ご承知のとおり、職業紹介、職業相談を行っているのはもちろんのこと、学生さんが多いことから、大学との連携、または学生向けの、特に就職準備が整っていない留学生のための就職準備セミナーなどの企画。また、就職面接会やインターンシップの実施の他、留学生、企業などからの雇用管理相談です。特に雇用管理の相談については専門のアドバイザーによる在留資格の変更などに関する内容が中心ですが、そちらの相談窓口には常にアドバイザーを2名配置しているという体制になっております。

私どものセンターの利用状況につきまして、簡単ながらご紹介させていただきます。年間約9000名の利用者が訪れる施設になりますが、真ん中の割合のとおり、留学生がおおむね半分ぐらい、就職が決まっていない既卒者がさらに4分の1。残りの4分の1が、既に在留資格を持って退職をしている、例えば技術・人文知識・国際業務などの資格を持って、在留期間を余して、転職相談を行っているような方もみえているというところです。また、利用している国籍別の中の大半が、中国とベトナムとネパールで75パーセントぐらいを占めるような割合になっています。昨今非常にネパールからの来日者、あるいは利用者の増加が、目覚ましいところでもあります。また、下の欄（4ページ）が就職になるのですが、在留資格別の就職割合になると、既に仕事の目的がはっきりしている「専門・技術的」の

在留資格所持者はやはり就職に結びつきやすい傾向がある。また、漢字圏を中心に、中国の方は就職に結びつきやすい。また、ネパールについて新規求職者は増えているのですが、やはり就職への結びつきというのは少し厳しいところがあります。これは非漢字圏の留学生に往々にして多いのですが、就職準備不足という部分と、日本の中での就職というところで少し苦労しているというのがあります。ただ、人物的には明るく、日本語のコミュニケーションもできる人は多いなという印象を受けております。

こちら（5 ページ）、参考資料です。法務省が発表している数字で気になるところだけをピックアップいたしました。昨今、実際に企業も雇用したい、あるいは留学生も日本国内で勤めたいという方が増えている中で、不許可の数が非常に増えているというところに我々は着目しています。職業紹介を行うにあたって、この不許可の数を極力減らしたいと考えており、より成功率の高いといえますか、在留資格の変更ができるようなマッチングを進めてまいりたいと考えております。こちら（6 ページ）は同じく就職状況です。全国の法務省さんの資料、こちらはちょっと割愛させていただきます。参考に付けました。

次のページ（7 ページ）の中で、先ほど学生向けにセミナーなどを行っていると申し上げましたが、主に書類対策や面接対策という、日本人の学生向けのものと同じようなセミナーを行っています。ただ、実際の就職活動の心得の中で、アルバイトの延長がそのまま就職につながるものが極めて少ないこと。あるいは、アルバイト先で企業さんから認められ、評価されてもなかなか就職がかなわない可能性が高いということ。また就職にあたっては、企業はもちろんのこと、自分自身が責任をもって、就労でき得るような職種であるかどうか、判断していかなければならないということなど、在留資格の変更に関する内容も含めた講義を行っております。

こちら（8 ページ）は、就職面接会の開催状況になります。年間3回から4回ぐらいのイベントを行っております。非常に規模が大きく、参加企業100社、参加留学生1500人を超えるような参加を集って、毎年盛大なイベントとなっているところでございます。続いての数字の関係ですけれども、主に入国管理局のOBの方を外国人雇用管理アドバイザーとして任用し、在留資格の変更に関する相談体制を整えております。この方たちへの相談が昨今、一番下段のほうにありますとおり、企業からの相談が特に29年度は増えてきていると。また年度末に総じて、在留資格の変更の相談が多いという特徴があり、参考に付けさせていただきました。こちら（10 ページ）、大学のガイダンス、大学の実際の連携している数ですが、参考資料として省略させていただきます。インターンシップに関しましても、参考資料として付けさせていただきましたので、今回説明としては割愛させていただきます。

続きまして、こちら（12 ページ）をご紹介します。外国人の雇用サービスセンターに求人をご希望の際には、実際にご利用いただいている事業所管轄のハローワークをお願いしたいと。また、次のページにありますとおり、外国人を雇用するにあたっては、専用の求人票がありませんので、実際に外国語などの利用の必要性などを求人の詳細でうたっていたきたいということで、このような形をご利用いただければと思います。また、こ

ここからは参考資料として、日本語の検定のレベルについて 2 ページ用意いたしました。求人の際にご参考にしてください。また、本年度における面接会のイベント情報につきましても用意させていただきましたので、ご覧いただければと思います。

最後に、新宿外国人雇用支援・指導センターの住所、また次のページ以降は、全国の外国人留学生に関する支援施設の住所となっておりますので、参考にご覧いただければと思います。駆け足になりましたが、私からのご説明とさせていただきます。外国人雇用サービスセンターのご利用をお待ちしております。ありがとうございました。

(質疑応答)

Q. 英語と中国語での通訳の対応はされていらっしゃるのですが、その他の国も随分増えているということでございます。他国の、例えばベトナムやミャンマーなど、そういった他国言語の対応は、今度考える予定はあるのでしょうか。

A. 中国語、英語の通訳以外は、現状広げる予定はございません。他の言語における対応につきましては、現在、厚生労働省で多言語に対応できるコールセンターを設置しております。当面はそちらでの電話による対応が、主体的になると考えております。